

菊連協 理事 各位

日時：令和7年11月9日（日）10時～

場所：菊水地区会館

## 菊連協 令和7年11月定例理事会 議案

### I. 行政からの連絡事項 《伊勢所長から》

### II. 議 題

#### 1. 総務部より

##### （1）蠣崎会長からの報告

- ・白石区町内連合会連絡協議会（10月定例会）内容について

##### （2）「町内会で抱える課題に関する行政との意見交換」の開催について

- ・日 時 令和7年11月28日（金）午後13時30分～15時30分
- ・出席者 白石区（予定）～市民部長、地域振興課長、土木部長 他  
菊 連 協 ～各連町会長含め2名
- ・意見交換会のテーマ～別紙案内（写）のとおり

※出席者については11月17日（月）までに「ライン～菊水町内会連絡協議会」  
または「永井～090-5227-8625」により報告願います。

##### （3）その他

- ・コミュニティースクールについて

10月23日（木）学校運営協議会制度について、幌東中学校島田校長と面談。  
（蠣崎会長）→別紙参照

##### （4）令和8年菊水地区新年互礼会について

- ・日 時 ：令和8年1月10日（土）14時00分～16時00分
- ・場 所 ：菊水地区会館 2F ホール
- ・会費（案）：4,000 円
- ・当番連町 ：東町連合町内会
- ・来賓（案）：（昨年と同じ15名）

白石区長、市民部長、まちセン所長、白石区社協会長、青少年育成会長、民児協会長、福まち会長、NW 会議会長、札幌市交通安全菊水実践会会長、菊水地区交通安全母の会、日本赤十字札幌奉仕団菊水分団長、幌東中学校校長、幌東小学校校長、東橋小学校校長、上白石小学校校長

・連町出席者（案）：単町会長、単町女性部長

連町ごとに参加者名簿に記入のうえ、人数分の会費を添えて 12 月 12 日（金）までにまちづくりセンターに申し込み願います。

## 2. 防災部より

## 3. 女性部より

# Ⅲ、関連団体より

## 1. 菊水地区会館運営委員会から

## 2. 菊水地区福祉のまち推進センターから

## 3. まちづくりネットワーク会議から

1/15 ライフ 12月14日 10時～12時

## 4. 菊水地区民生委員・児童委員協議会から

## 5. 菊水地区青少年育成委員会から

次回、令和 7 年 12 月定例理事会を 12 月 14 日（日）10 時～ 如何でしょうか？

# Ⅳ、今後のスケジュール

| 月 日              | 曜日 | 開始時刻           | 会 議 名 称                 | 開催場所等  |
|------------------|----|----------------|-------------------------|--------|
| 11 月 10 日        | 月  | 10：00          | 理事会議事録作成・配布             | 菊水地区会館 |
| 11 月 11 日        | 火  | 13：30          | 菊連協 防災部会<br>【中止】福まち 役員会 | 菊水地区会館 |
| 12 月 9 日         | 火  | 10：00          | 総務部事務局会議                | 菊水地区会館 |
| 12 月 14 日        | 日  | 10：00          | 菊連協 12 月定例理事会           | 菊水地区会館 |
| 12 月 15 日        | 月  | 10：00          | 理事会議事録作成・配布             | 菊水地区会館 |
| 12 月 16 日<br>9 日 | 火  | 13：30<br>15：00 | 菊連協 防災部会<br>福まち 役員会     | 菊水地区会館 |

# 令和8年 菊水地区新年互礼会参加申込書

日 時：令和7年1月10日（土）午後2時00分から

場 所：菊水地区会館 2Fホール

※ 12月12日（金曜日）までに、参加人名簿と参加人数分の参加費をそえて  
菊水まちづくりセンターへお申込み下さい。

連合町内会名

連合町内会

| No. | 氏 名 | 町 内 会 名 | 備 考 |
|-----|-----|---------|-----|
| 1   |     |         |     |
| 2   |     |         |     |
| 3   |     |         |     |
| 4   |     |         |     |
| 5   |     |         |     |
| 6   |     |         |     |
| 7   |     |         |     |
| 8   |     |         |     |
| 9   |     |         |     |
| 10  |     |         |     |
| 11  |     |         |     |
| 12  |     |         |     |
| 13  |     |         |     |
| 14  |     |         |     |
| 15  |     |         |     |
| 16  |     |         |     |
| 17  |     |         |     |
| 18  |     |         |     |
| 19  |     |         |     |
| 20  |     |         |     |

※ 参加費(案) 4,000円/一人 × 人＝ 円

# 白石区菊水町内会連絡協議会

## 《11月定例理事会》

日 時 令和7年11月9日（日）10:00～  
会 場 菊水地区会館 会議室

### 行政からの連絡事項

#### 1 令和8年度町内会・自治会加入世帯数等の調査について（頭出し）

12月の定例理事会にて連合町内会ごとに調査票を配付いたしますので、1月1日現在の単位町内会の班数、回覧数、世帯数及び単位町内会長名の確認・申告の準備をお願いいたします。この数値は、令和8年度の住民組織助成金配分などの算定基礎資料となります。締め切りは、1月7日（水）（厳守）を予定しています。

※ 12月定例理事会でも、再度お知らせいたします。

#### 2 その他

##### （1）令和7年度共同募金運動について

共同募金については12月12日（金）までにお持ちください。

使わなかったり、使って残ったりした領収書は、必ずまちセンに返却してください。

##### （2）令和8年白石区新年互礼会について

申込みは11月28日（金）まで（締切厳守）、参加者名簿と人数分の会費（5千円/人）をまちセンまでお持ちください

##### （3）スポーツ推進委員の改選について

##### （4）民生委員の一斉改選について

## 札幌らしいコミュニティ・スクールを導入します！

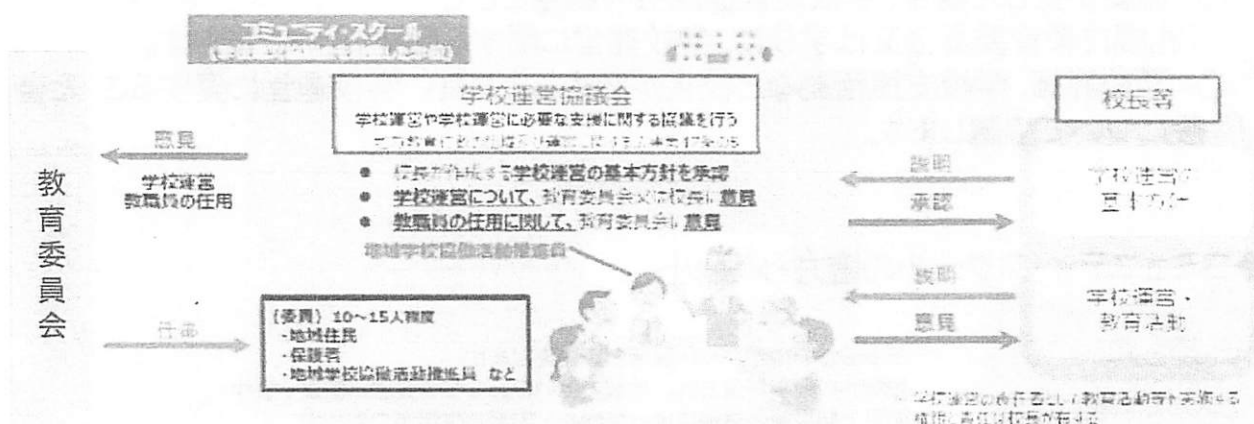
幌東中学校パートナー校（幌東中学校・幌東小学校・東橋小学校・上白石小学校）

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革や地方創生の観点からも地域の連携・協働がますます重要視されています。そのため、子どもが社会とのつながりの中で、多様な人と関わりながら学ぶ機会の充実を図り、変化の激しい社会をたくましく歩み続ける力を育むためには、教職員のみならず、地域にお住まいの方や保護者の方からの適切なご支援をいただきながら、学校運営の改善を図っていく必要があります。そのために導入された制度がコミュニティ・スクールです。

### ◆コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)とは

学校運営協議会は、地域や保護者の皆さんと学校が目標を共有し、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みです。この学校運営協議会を設置した学校のことを「コミュニティ・スクール」と言います。

### ◆学校運営協議会のしくみ



### ◆札幌市における学校運営協議会の特徴

- 1 小学校と中学校のパートナー校で一つの学校運営協議会を設置することにより、義務教育9年間における系統性・連続性のある学びや育ちを充実させます。
- 2 子どもの声を学校運営協議会に反映します。



### ◆学校運営協議会について分かる動画及びリーフレット

| 説明動画(約6分) | リーフレット |
|-----------|--------|
|           |        |

SAPP-RO

#### ◆学校運営協議会の委員について

- ・保護者や地域住民、学校の運営に資する活動を行う方などの中から、札幌市教育委員会が任命します。
  - ・身分は非常勤の特別職公務員です（任命期間中及び任命終了後も守秘義務があります）。
  - ・任期は、任命された年度末までです（継続して再任命させていただくこともあります）。
  - ・報酬は学校運営協議会会議開催に出席した日について、日額1,500円となります。
- ※札幌市の常勤職員、会計年度職員については、原則、報酬対象とはなりません。
- ・幌東中学校区パートナー校の学校運営協議会委員は16名程度を予定しています。
  - ・会議は年2回を予定しています。

#### ◆委員のみなさまにお願いする役割

「学校運営」及び「学校運営への必要な支援」に関して協議します。

- 学校運営の基本方針を承認します。
- 学校運営や教育活動等に対する意見をいただきます。
- 必要が生じた場合、学校運営協議会の総意として  
「札幌市教育委員会又は学校に、学校運営に関する意見」をいただきます。
- 学校評価、学校支援活動など校長が認めるより良い学校運営に資すること全般について協議します。

#### ◆コミュニティ・スクールの魅力・メリット

子どもに  
とっての魅力

子どもたちの学びや体験活動が充実します  
地域への愛着が生まれ、地域の担い手としての自覚が高まります  
防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます

保護者に  
とっての魅力

学校や地域に対する理解が深まります  
地域の中で子どもたちが育てられているという安心感があります

地域の人々に  
とっての魅力

地域の防犯・防災体制等の構築ができます  
経験を生かすことで生きがいや自己有用感が生まれます  
学校運営協議会により地域ネットワークが形成されます

教職員（学  
校）にとっ  
ての魅力

地域人材を活用した教育活動が充実します  
地域の方々の理解と協力を得た学校運営が実現します  
地域の協力により子どもと向き合う時間の確保ができます

#### ◆学校運営協議会の委員について

- ・保護者や地域住民、学校の運営に資する活動を行う方などの中から、札幌市教育委員会が任命します。
  - ・身分は非常勤の特別職公務員です(任命期間中及び任命終了後も守秘義務があります)。
  - ・任期は、任命された年度末までです(継続して再任命させていただくこともあります)。
  - ・報酬は学校運営協議会会議開催に出席した日について、日額1,500円となります。
- ※札幌市の常勤職員、会計年度職員については、原則、報酬対象とはなりません。
- ・幌東中学校区パートナー校の学校運営協議会委員は16名程度を予定しています。
  - ・会議は年2回を予定しています。

#### ◆委員のみなさまにお願いする役割

「学校運営」及び「学校運営への必要な支援」に関して協議します。

- 学校運営の基本方針を承認します。
- 学校運営や教育活動等に対する意見をいただきます。
- 必要が生じた場合、学校運営協議会の総意として  
「札幌市教育委員会又は学校に、学校運営に関する意見」をいただきます。
- 学校評価、学校支援活動など校長が認めるより良い学校運営に資すること全般について協議します。

#### ◆コミュニティ・スクールの魅力・メリット

##### 子どもに とっての魅力

子どもたちの学びや体験活動が充実します  
地域への愛着が生まれ、地域の担い手としての自覚が高まります  
防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます

##### 保護者に とっての魅力

学校や地域に対する理解が深まります  
地域の中で子どもたちが育てられているという安心感があります

##### 地域の人々に とっての魅力

地域の防犯・防災体制等の構築ができます  
経験を生かすことで生きがいや自己有用感が生まれます  
学校運営協議会により地域ネットワークが形成されます

##### 教職員（学 校）にとっ ての魅力

地域人材を活用した教育活動が充実します  
地域の方々の理解と協力を得た学校運営が実現します  
地域の協力により子どもと向き合う時間の確保ができます

## 札幌らしいコミュニティ・スクールを導入します！

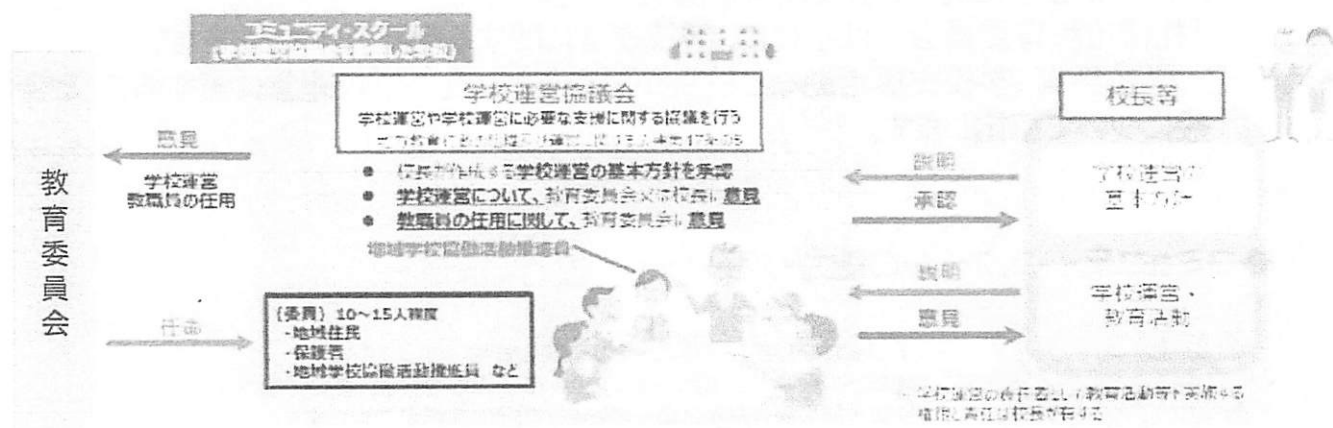
幌東中学校パートナー校(幌東中学校・幌東小学校・東橋小学校・上白石小学校)

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革や地方創世の観点からも地域の連携・協働がますます重要視されています。そのため、子どもが社会とのつながりの中で、多様な人と関わりながら学ぶ機会の充実を図り、変化の激しい社会をたくましく歩み続ける力を育むためには、教職員のみならず、地域にお住まいの方や保護者の方からの適切なご支援をいただきながら、学校運営の改善を図っていく必要があります。そのために導入された制度がコミュニティ・スクールです。

### ◆コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)とは

学校運営協議会は、地域や保護者の皆さんと学校が目標を共有し、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みです。この学校運営協議会を設置した学校のことを「コミュニティ・スクール」と言います。

### ◆学校運営協議会のしくみ



### ◆札幌市における学校運営協議会の特徴

- 1 小学校と中学校のパートナー校で一つの学校運営協議会を設置することにより、義務教育9年間における系統性・連続性のある学びや育ちを充実させます。
- 2 子どもの声を学校運営協議会に反映します。



### ◆学校運営協議会について分かる動画及びリーフレット

| 説明動画(約6分) | リーフレット |
|-----------|--------|
|           |        |

SAPPORO

令和7年11月4日

札幌市白石区市民部長 久保田 史 様

菊水町内会連絡協議会  
会 長 蠣 崎 三 憲

「町内会で抱える課題に関する意見交換会」出席のお願いについて

日ごとに寒さが増し冬の訪れを感じる季節になりましたが、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、近年の急速な少子高齢化が進む中、町内会の役割は益々高まっているところがありますが、一方、「加入率の低下」「役員の高齢化」や「運営の担い手不足」など多くの課題が顕在化しているところです。

札幌市では、「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」に基づき様々な支援が行われているところでありますが、菊水地域では依然として「町内会加入促進」「なり手不足」など解決すべき多くの課題があります。

また、冬季の大きな課題であります除雪対策につきましては、審議会を設置し持続可能な在り方について検討を進めるとともに、本年度は生活道路の新たな排雪方法の実施エリアを拡大されると聞いております。

これらの課題の解決等には行政の対応が欠かすことができないものであり、白石区としての取り組み状況や具体的な課題解決に向けてお話しいただきたく、お忙しいこととは存じますが、意見交換会にご出席いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては白石区土木部長様にも御依頼申し上げます。

記

|       |   |                             |
|-------|---|-----------------------------|
| 日     | 時 | 令和7年11月28日(金) 13時30分～15時30分 |
| 場     | 所 | 菊水地区会館 2階ホール                |
| 出席予定者 |   | 菊水町内会連絡協議会会長、各連合町内会会長他      |

( 連絡先 菊水町内会連絡協議会  
事務局 永井 Tel 090-5227-8625)

## 令和7年度「町内会で抱える課題に関する意見交換会」におけるテーマ

### 1 町内会活動のなり手不足について

なり手不足の一因として、町内会役員になると、行政からの依頼事項・各種団体の役員の兼務等で時間をとられるので係わりたくないと考えている人が多い。

行政からの依頼事項の削減することで、単位町内会のしごとに専念出来るような状況にしたい。

又、半強制的な役員就任の心理的負担、高齢化の進行、若い世代の無関心など多くの課題があるが行政としての対応について伺う。

### 2 町内会加入促進について

(1) 賃貸マンションの未加入物件については、町内会として入会のお願いをしているが、中々管理会社の協力を頂けない。特に非協力的な管理会社については行政から強かに指導して欲しい。(例 アパマン、土屋不動産)

(2) 月締め・時間貸し駐車場については、近年空地は駐車場になる傾向があり増えている。今期上期に当連合町内会で加入のお願いをして一部加入して頂いたが、まだ管理会社や地主の意識は低いので、行政からも加入について要請など出来ないものか。

### 3 連合町内会脱会単位町内会について

これまで、何らかの理由で連合町内会を脱会した単位町内会があり、脱退後の復帰について活動を行っているが難しいものがある。効果的な解決策についてお伺いしたい

### 4 菊水西町集会所の閉館に伴う新たな集会所の要望と青葉保育園跡地の活用について

西町集会所は、当連合町内会はもとより加入町内会や地域各団体などが利用している。青葉保育園の閉園(2031年)に伴う集会所の閉館により、町内会・地域各団体の活動拠点として、地域社会の中でコミュニティを構成する場が無くなることから、閉館までに新たな集会施設のご提案をいただきたい。

また、青葉保育園閉園後の跡地について、市はどのように考えているのか。跡地の活用については町内会とも協議してほしい。(一部の土地は、地域住民が寄贈した土地が含まれている。

## 5 菊水神社について

菊水公園に鎮座する菊水神社の歴史を鑑みると、すすきのから遊郭が菊水に移転したことに伴い稲荷神社の分院として当地域に立てられた。管理はいろいろ変容しながら、現在は、菊水神社保存委員会で管理している。地域の歴史的文化財として残していくためには、行政の何らかの支援はいただけないか。

## 6 除排雪について

今年度もパートナー排雪を継続するとの報道があったが、次年度以降はどうなるのが。また、道路幅を狭めて実施する生活道路の排雪作業について連合町内会単位に範囲を広げて実施するとの報道があったが具体的にどのようなことなのか。